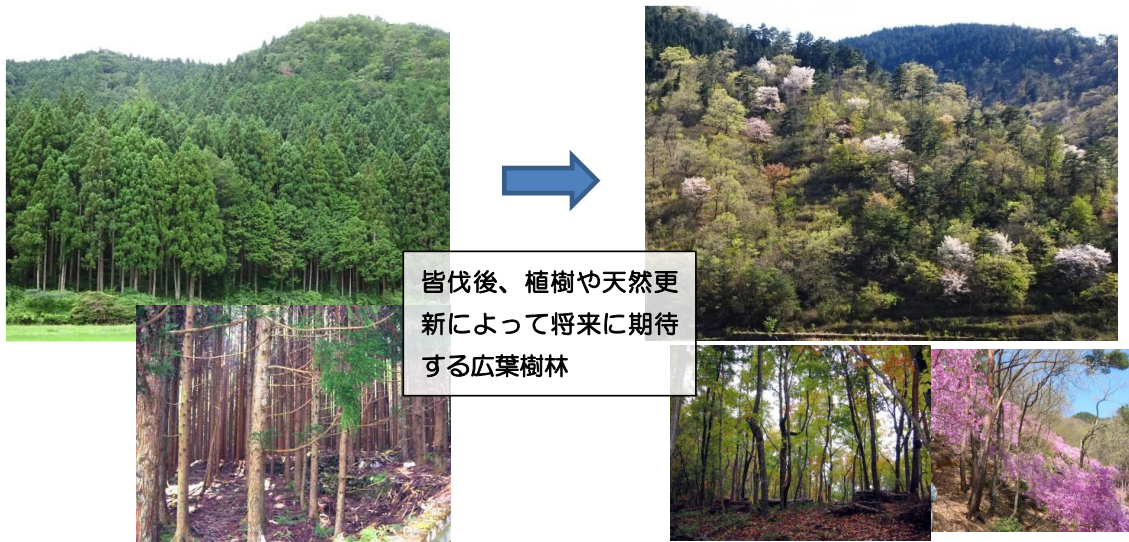


広葉樹林化促進のための人工林等皆伐等事業



手入れ不足で放置されたスギ、ヒノキ等の人工林を 四季折々の彩のある広葉樹林に転換していくための皆伐等事業

丹波篠山市は、ふるさとの森づくり構想に基づき、手入れされず放置されて荒廃した人工林等を新たに明るく彩りのある広葉樹林にするための皆伐等にかかる費用を補助します。

実施に当たっては、皆伐後に期待される広葉樹林のイメージが分かるビジョンを作ってください。

【事業対象者】

森林所有者

【補助事業の要件】

- ・ 1つの事業地につき500㎡以上であること。
- ・ 伐採跡地の森林の育成方法を明らかにすること。
- ・ 伐採木は搬出するか、流木としない措置をとること。
- ・ 伐採跡地が広葉樹林化となるよう段積や下草刈り等の維持管理に努めること。

【補助対象経費】

- ・ 伐採及び伐採木の整理等に要する経費（運搬経費は含まない）
- ・ 広葉樹林化のための獣害防護柵設置に要する経費

【補助金の額】

- ・ 伐採面積100㎡当たり2万円+大径木伐採（30cm以上）1箇所当たり実費の額（上限15万円）を補助する。
- ・ ただし、補助金の上限は100万円とする。

【よくあるお問い合わせ】

Q：申請し補助金の許可がおりにる前に木を伐採しても良いのか？

A：森林法上の伐採届を提出してから、交付申請していただき、市が交付決定にて認めた申請でないとは補助対象として認めることは出来ません。

Q：交付申請時の提出資料として、伐採箇所の測量図とはどのようなものか？

A：伐採箇所の測量図とは、ポケットコンパス等による周囲の測量を行うものです。その他の測量方法で申請いただいても補助対象として認めることは出来ません。

Q：補助金の支払いは、いつ頃になるのか？

A：原則伐採等が完了し、伐採業者へ支払が完了したことが領収書等で確認出来た後、約1ヶ月後にお支払いします。なお、完了前に補助金が必要な方は別途補助金概算払という制度がありますので、ご相談ください。

Q：補助金の上限額はありますか？

A：補助金の上限額は100万円までです。
(大径木伐採にかかる補助金も含めて上限100万円です。)

Q：見積書に運搬費用を含めてもいいのか？

A：伐採等に要する経費が補助対象のため、見積書は運搬費用を含めないでください。
補助金交付申請書の事業費も伐採等費用のみを記載ください。林外への搬出費用は可。

Q：事業完了後、土地の形質の変更はできるのか？

A：広葉樹林化促進のための事業なので、変更はできません。事業実施後、10年間は広葉樹林化促進に努めていただくよう、誓約書を申請時に提出いただきます。

Q：伐採後は必ず人工植栽をしないといけないのか？

A：伐採後、元々育成している広葉樹や隣接した広葉樹林があり、自然に落ちてきた種子の発芽を促進できるように、下刈りや地表処理を行えば、人工植栽の必要はありません。
ただし、明らかに隣接した広葉樹林等がない場合は植栽することが望ましいです。

Q：伐採跡地の広葉樹林化となるような段積みとは具体的にどうすればいいのか？

A：伐採後、裸地状態となるため、土砂の流出を防ぐために伐倒木を伐り株又は杭を支柱にして2段程度積み上げる。上下の間隔が5m程度になるように設置をしてください。

